

西宮版事業仕分け

ザ・チェック！西宮

対象12事業の評価まとまる

市は、8月4・5日、「ザ・チェック！西宮」(西宮版事業仕分け)を実施しました。

会場では、熱心な議論が行われ、評価員から貴重な意見を頂き、全ての事業に「内容等を見直すべき」との評価を受けました。評価結果については、予算編成や事業執行に役立てていきます。

評価結果の主な内容については、下表のとおりです。また、市のホームページ(市政情報→行政経営改革)にも掲載しています。

問合せは行政経営推進課(0798-35-3600)へ。



熱心に意見を交わす評価員

◆「ザ・チェック！西宮」の評価結果

事業名	主な評価内容(検討・見直しが必要なもの)	事業名	主な評価内容(検討・見直しが必要なもの)
映像番組及び音声番組制作事業 (市の施策やイベント情報をなどをテレビ、ラジオでお知らせする)	・市民ニーズを把握し、番組制作に市民が関わるという視点も必要 ・広報サービスの効率をもっと考えるべき。単純な視聴率等の数値で広報媒体やコンテンツの廃止を決める事はできない ・多様なメディアがあるなか、相乗効果や重複部分を見極め、発信内容と利用媒体の選択にメリハリをつけるべき	市税の賦課・徴収関係事業 (税の適正な賦課・徴収の推進、納付機会の拡大等による納税環境の整備)	・納税意識を高めるため、子どものうちから積極的に啓発すべき ・利便性の高い収納環境とは何かを検証したうえで、高い数値目標をかけ、よりよい手法でコストの低下を図る必要あり ・人材育成では、専門的な職場のため、人事担当とも調整し、税務事務を円滑にする人材を活用すべき。そのうえで、専門知識やノウハウの蓄積が必要
戸籍住民基本台帳事業 (コンビニ交付による証明書の発行など、市民の利便性を向上させる)	・事務の効率化、簡素化をはかるべき。そのために、将来の正確な見通しを立て、現在の交付方法について、窓口交付や自動交付機、コンビニ交付とのバランスを考えながら改善していくべき ・サービスのPRをもっと行う必要あり	公民館管理運営事業 (地域の生涯学習活動、子どもたちの異年齢交流や体験学習の場を提供する)	・公民館に求められる役割の変化に伴い、市として戦略を立てるべき ・地域特性を分析し、各館の特性を示す必要あり。市民館との役割分担を明確にし、不要な館は廃止・転用も考えるべき ・管理にもっとコスト意識を持つべき。OB職員の採用を見直し、指定管理者制度導入の再検討も必要
自転車対策事業 (駅周辺の放置自転車の撤去・整理、駐輪マナー指導などにより、放置の解消を図る)	・市民参画の視点を持つとともに、利害関係のある人が参加できる協議の場を設け、現場から問題を捉える必要あり ・若い段階からマナーを身につけさせるために、学校教育に取り入れたり、メディアの活用や学生との協働が必要 ・経費、受益者負担、料金設定、指定管理者の設定方法が妥当なのか、その根拠を含め適正な水準を定めるべき	図書館管理運営事業 (図書資料の収集・情報発信により市民の読書活動を支援する)	・ニーズを分析し、市民が望む図書館像を確立させるべき ・事業の重点化や効率化を図るべき。民間委託、指定管理の再検討も必要。直営であるなら、より効率的な人員配置や分室のあり方、および収集資料の最適化を考えるべき ・受益者は限定されているため、受益者負担を検討すべき
健康づくり推進事業 (禁煙ウォーキングや食育フェスタの実施による健康づくりの普及啓発)	・目標を定めて、年度ごとに事業の重点化を図る必要がある ・市民ニーズの再把握が必要 ・他課との連携や、民間の力を活用する必要あり ・市民の健康増進につながったかどうかの事業効果を測定すべき	勤労者福祉事業 (西宮市しごと相談室による就労支援や簿記、パソコン講習会などによる技術習得支援)	・限られた財源の中で、事業の重点化、PRの努力が必要 ・講座、講習会については、ニーズや成果などを踏まえ、存廃を含めた見直しが必要。また、美術展は、民間や他部署でも実施しており、市全体で位置付けを見直すべき ・労働相談、しごと相談室は、相談時間・相談体制などを充実させ、利用しやすいものにすべき ・技能功労者表彰は、西宮固有の条件も加えるなど、選考の基準について精査が必要
住まい関連推進事業 (マンション管理、住宅リフォームのための情報提供)	・必要な調査を行うなど、事業の必要性を明確にし、他事業での対応を含め、行政が関与する範囲を定めるべき ・情報提供、あっせんなど個別対応すべきものと、セミナーなど一般向けに実施すべきものを区別して事業を組み立てる必要あり	地域自主管理集会施設整備補助事業 (コミュニティ活動の拠点として、自治会等地域団体が行う集会施設の整備を助成する)	・コミュニティ活性化の観点から要綱、施策を見直すべき ・施設の設置形態、配置などが各地域に最善となるように検討すべき ・施設を設置する前後で、自治会などの活動状況等をチェックするべき。また、補助額が適正か見直しが必要
総合福祉センター管理運営事業 (スポーツ、機能回復訓練などを通じて、障害のある人の健康づくり、触れ合い交流を進め)	・地域福祉における役割を再考し、市民のニーズにも合った事業内容に見直すべき ・指定管理者のモニタリングを実施するべき ・建物が老朽化しているため、建て替えなどを含め、根本的な建物の更新について検討すべき	西部総合処理センター管理運営事業 (市内で発生する一般廃棄物の処理および廃熱利用によるごみ発電を行う)	・市全体で西部総合処理センターの位置付け・あり方を検討し、ごみの減量化・資源化への市民の理解を得るべき。また、施設の長寿命化、災害対策を含めた中長期的な展望が必要 ・施設の維持経費については精査が必要 ・ごみ問題啓発のため、施設が身边に感じられるPRが必要

阪神間都市計画臨港地区の変更
阪神間都市計画
10時～午後5時
【受付時間】9月10日(月)～14日(金)：午前8時半～午後7時
△15日(土)・16日(日)：午前2時～午後5時
支局(0798-26-130)
へ
（0798-33-0110）

10時～午後5時
【受付時間】9月10日(月)～14日(金)：午前8時半～午後7時
△15日(土)・16日(日)：午前2時～午後5時
支局(0798-26-130)
へ
（0798-33-0110）

9月10日～16日は、「高齢者・障害者の人権問題に関する電話相談」(0570-003-110)の受付時間は延長します。相談無料。
秘密は厳守します。
【受付時間】9月10日(月)～14日(金)：午前8時半～午後7時
△15日(土)・16日(日)：午前2時～午後5時
支局(0798-26-130)
へ
（0798-33-0110）

「高齢者・障害者の人権問題に関する電話相談」強化期間
9月10日～16日は、「高齢者・障害者の人権問題に関する電話相談」(0570-003-110)の受付時間は延長します。相談無料。
秘密は厳守します。
【受付時間】9月10日(月)～14日(金)：午前8時半～午後7時
△15日(土)・16日(日)：午前2時～午後5時
支局(0798-26-130)
へ
（0798-33-0110）

◆官公署から
9月定例市議会を開催

9月定例市議会が、8月30日～10月1日に開かれる予定です。主な日程は、本会議での一般質問が9月5日～10日、常任委員会が12・13日、病院問題特別委員会が14日、本会議での議案の採決が18日、決算特別委員会各分科会が24日～27日、本会議での決算の採決が28日の予定です。問合せは議会事務局(0798-35-3380)へ。

9月定例市議会を開催

◆市から
インフォメーション
個人市県民税
未申告者の実態調査
問合せは市民課(0798-35-3112)へ。

住民基本台帳の一部の写し
申出書を受け付けます。
【公述申出書】9月18日(必
要)までに県港湾課(078-362-3537)へ。
【説明・公聴会】9月26日
（月）～26日(水)に県港湾課、市
景観まちづくり課など
【総覧期間・場所】9月3日
（水）午後2時から、県尼崎総合
庁舎別館。多数の場合人数制限
あり
通5丁目10-1に提出を

市は、平成23年度の住民基本
台帳の一部の写しの閲覧状況に
ついて、9月24日まで市民課
(市役所本庁舎1階)と各支所
を募集します。

閲覧状況を公表します
問合せは県港湾課(078-362-3537)へ。
申出書を受け付けます。
【公述申出書】9月18日(必
要)までに県港湾課(078-362-3537)へ。
【説明・公聴会】9月26日
（月）～26日(水)に県港湾課、市
景観まちづくり課など
【総覧期間・場所】9月3日
（水）午後2時から、県尼崎総合
庁舎別館。多数の場合人数制限
あり
通5丁目10-1に提出を

市は、市営住宅の新規入居者
募集期間は、9月18日～10月
1日を予定しています。
募集戸数、応募要領など詳
くは本紙9月10号でお知らせ
します。なお、申込案内書は募集
期間中のみ配布となります。
問合せは西宮市営住宅北部管

市営住宅の入居者募集
詳しく述べ9月10日号で
申出書を受け付けます。
【公述申出書】9月18日(必
要)までに県港湾課(078-362-3537)へ。
【説明・公聴会】9月26日
（月）～26日(水)に県港湾課、市
景観まちづくり課など
【総覧期間・場所】9月3日
（水）午後2時から、県尼崎総合
庁舎別館。多数の場合人数制限
あり
通5丁目10-1に提出を

市営住宅の入居者募集
詳しく述べ9月10日号で
申出書を受け付けます。
【公述申出書】9月18日(必
要)までに県港湾課(078-362-3537)へ。
【説明・公聴会】9月26日
（月）～26日(水)に県港湾課、市
景観まちづくり課など
【総覧期間・場所】9月3日
（水）午後2時から、県尼崎総合
庁舎別館。多数の場合人数制限
あり
通5丁目10-1に提出を

市営住宅の入居者募集
詳しく述べ9月10日号で
申出書を受け付けます。
【公述申出書】9月18日(必
要)までに県港湾課(078-362-3537)へ。
【説明・公聴会】9月26日
（月）～26日(水)に県港湾課、市
景観まちづくり課など
【総覧期間・場所】9月3日
（水）午後2時から、県尼崎総合
庁舎別館。多数の場合人数制限
あり
通5丁目10-1に提出を

で公表します。

市のホームページ(くらしの手
続き→戸籍・住民・印鑑業
務)にも掲載します。

35・3112)へ。

理センター(0798-35-5028)へ。

児童扶養手当
支給要件が一部改正

広告

日常、仕事、恋愛に活かせるおもしろ心理学

心理カウンセラーや養成講座
体験コース受講者募集！
9月8日(土)10:00～12:00
9月12日(水)10:00～12:00
13:00～15:00
18:30～20:30

参加費：2,100円
※ご都合の良い時間をひとつ選び、お電話でご予約下さい。

様々なセミナーも実施しています！
①対人関係(対人との距離やうまくつきあう方法)
②昔の家族と今の家族(現代家族の行方)
③強い子供を育てるために(しつけ、教育)
④オタク、マニア、コスプレ心理
⑤フラワーアレンジメント～心の表現～
参加費：各セミナーとも2,100円
*日時等詳細はお電話でお問い合わせ下さい。

【特典】
左記の体験コースを受講の方には、上記セミナー①～⑤のうちひとつを無料で受講いただけます。
(但し⑤のみお花代が必要になります。)

NPO法人総合福祉カウンセリングセンター
本部本校 西宮市産所町14-5 ニュートンビル4F
TEL 0798-38-5582
http://www.sf-counseling.org 福祉カウンセリング 検索

節電にみなさんのご協力を
『関西電力の専用ダイヤル』0120-911-777
※ホームページ(<http://www.kepco.co.jp/>)もご覧ください

母が配偶者の暴力(DV)で裁判から保護命令を受けた児童が支給要件に加わりました。8月1日で支給対象になった人は、8月中に申請すれば8月分から受給できます。申請には、DV防止法第10条による保護命令決定書の写しが必要です。問合せは子ども手当課(0798-35-3190)へ。

平成24年8月から、父または母が配偶者の暴力(DV)で裁判から保護命令を受けた児童が支給要件に加わりました。8月1日で支給対象になった人は、8月中に申請すれば8月分から受給できます。申請には、DV防止法第10条による保護命令決定書の写しが必要です。問合せは子ども手当課(0798-35-3190)へ。